声明

オンライン資格確認システム導入原則義務化の中医協答申の撤回を求める

8 月 10 日の中医協において、来年4月からオンライン資格確認システムの導入を原則義務付けすることを含む療養担当規則の改正案について議論が行われ、原案通り答申された。

改正案によると、令和5年4月から患者さんがマイナンバーカードを健康保険証として提示した場合には、医療機関ではオンライン資格確認システムによって受給資格の確認を行わなければならず、そのための体制整備を強制されることになる。

現在、紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とされるが、診療所では医科で約 96.5%、歯科で約 91.4%の医療機関が義務化の対象となる。

一方、カードリーダーを申し込んだ医療機関は全体の6割、実際にシステムを運用している医療機関は全体の 25.8%に留まっている状況を考えると、来年4月からの義務化はあまりに拙速であり、非現実的である。

本会調査では、本年4月～5月の2か月間においてマイナンバーカードで受診した患者がいないと回答した医療機関は84%であり、受診があったと回答した医療機関でもその数は１～３人程度であり、マイナンバーカードの保険証利用は全く進んでいない。

その理由は、国民は必要性を感じていないこと、情報漏洩のリスクなど国による個人情報管理に対する根強い不信感があるためだ。とりわけ医療情報といったセンシティブ情報が国に管理され、自己情報コントロール権を含むプライバーが守られるのかどうか不安があるのは当然である。

政府はマイナンバーカードの普及に躍起となり、医療現場に利用環境の整備を強要しようとしているが、医療機関も患者さんも今まで通りの保険証で不便を感じていない。

今回の中医協の答申は医業経営を圧迫し、医療現場に大きな混乱をもたらすものであり、その撤回を求めるものである。

2022 年 8 月 23 日

長野県保険医協会理事会